

内閣府
厚生労働省
農林水産省
告示第 号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の施行に係る指針（平成十四年十二月
内閣府
厚生労働省
農林水産省
告示

第一号）の一部を次のように改正し、平成十六年八月一日から適用する。

平成十六年 月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

厚生労働大臣 坂口 力

農林水産大臣 亀井 善之

第十条を削る。